

平成 28 年 12 月 9 日

始良市長 笹山 義弘 殿

始良市行政不服審査会  
会長 長谷川 史明

## 答 申 書

平成 28 年 10 月 17 日付け始都計第 338 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 第 1 審査会の結論

始良市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、平成28年9月15日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 真の所有者がA氏である事がわかる文書（確認できる文書）
- ② 始良市の担当者がB氏C氏に所有者がA氏であると確認した文書（わかる文書）
- ③ 処分名義人D氏が仮換地、使用収益開始日、換地処分以上の3件の通知を受領した事が確認できる文書
- ④ E氏からC氏に本件土地の権利が移譲された事を始良市が確認した文書（贈与の契約等）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について不開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、平成28年9月27日に審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年10月7日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）についてこれを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」と略記）第4条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は平成28年10月17日に条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求について、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張趣旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分により開示しないとされた公文書の開示を求めるというもの

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(要旨) ○○地区土地区画整理事業の処分通知名義人D氏に関する4件の文書について、実施機関は、勘違いし、文書の特定を間違っていることから、開示しない公文書の開示を求めて審査請求する。

##### ①及び②について

始良市は確認できる文書、わかる文書について登記簿謄本や贈与契約、遺産分割書など法的な文書と勘違いしているのではないか。法的な文書が存在するならば、すでに登記がされているはず。しかし登記されていないのは法的な文書が存在しないと思われる。それでも始良市はA氏が所有者であり、それをB氏、C氏に確認したと何の文書又は根拠も無く処分していることは無い。

何の文書、根拠もないのに、A氏が所有者でB氏、C氏が確認したと主張するのは、備忘録や担当者の面接確認書等、他の相続人全員が納得できるような文書があるはず。その文書の開示を求める。

##### ③について

処分名義人D氏本人が直接郵便物を受け取った文書と勘違いしているのでは。区画整理における各処分通知は郵送で行われ、配達された事で、受領したことになるのでは。ほかの処分者と同じように配達されたことがわかる文書の開示を求める。

##### ④について

始良市はD氏の精算金を本来E氏が支払うべきであるのに代わりにC氏が支払いをしたと説明しているので、権利が移譲されていることが確認できる文書の開示を求めていると勘違いしている。精算金については、納付済通知書を確認する限りD氏が支払いをしている。だから、精算金ではなく、土地の管理の件かと思うが、平成25年10月31日の備忘録によるとE氏が父A氏の権利について放棄する旨伝えたと、始良市はC氏に土地の件をお願いしている。A氏の権利は子供達が放棄するならばA氏の兄弟が相続すべき。それを、C氏にお願いするという事は、E氏よりC氏に権利を移譲する話があり、そのことを始良市が確認しC氏にお願いしていると思うので、その確認した備忘録等の開示を求める。

#### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### ①について

従前の公文書開示請求により以下の文書を開示済みであり、それ以外には存在しない。よって不開示とした。

ア 上記各処分に係る通知書

イ 備忘録

##### ②について

上記①イとして既に開示済みであり、それ以外には存在しない。よって、不開示とした。

##### ③について

A氏（同氏の死亡後はその相続人代表であるE氏）に対して行っているものであるため、D氏がこれらの通知を受領した事実はなく、当該文書は不存在。なお、A氏（又はE氏）が受領したことが確認できる文書については、既に本審査請求人に対し、開示済みである。

##### ④について

E氏からC氏に本件土地の権利が移譲された事を始良市が確認したということはないため、当該文書は存在しない。

## 第5 当審査会における審査

### 1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

| 年月日               | 審査経過の内容  |
|-------------------|--|
| 平成 28 年 10 月 17 日 | 実施機関から諮問を受ける   |
| 平成 28 年 10 月 26 日 | 各委員に「審査請求書」、「諮問書」を配付                                       |
| 平成 28 年 11 月 14 日 | 実施機関から「意見書」を受領。各委員に配付。                                     |
| 平成 28 年 11 月 14 日 | 平成 28 年度第 2 回審査会<br>・実施機関から意見書を收受<br>・審査請求内容の検討及び精査<br>・審議 |
| 平成 28 年 12 月 9 日  | 平成 28 年度第 3 回審査会   |

### 2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう  
に判断する。

#### (1) 今回の諮問及び当審査会の職務について(審査の対象の限定)

今回の諮問は、情報公開制度における審査請求に係るものであり、当審査会  
は条例第 2 条第 2 項に定める「公文書」(実施機関の職員が職務上作成・取得  
し、組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの)の開示・不開示とい  
う行政処分の妥当性について審査することになる。したがって今回当審査会は、  
審査請求人の様々な意見や主張のうち、公文書の開示・不開示の妥当性に関す  
る判断とは直接関係のない事項について、その当否を逐一審査する必要はない。

審査請求人は審査請求書等において、〇〇地区土地区画整理事業に係る問題  
について様々な意見を述べ、指摘をしているが、これらの意見や指摘について  
は、今回の審査請求とは別個の案件であるため当審査会の所掌範囲を超えてお  
り、判断の対象とすることができない。

#### (2) 文書不存在を理由とする不開示処分の妥当性について

文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分に不服がある場合、審査請求  
人は、実施機関が当該文書を保有していると考え根拠を具体的に主張する必  
要があり、当審査会は、審査請求人の主張と実施機関の意見を比較検討し、そ  
の結果文書の存在が確認されない限り、当該不開示処分は妥当であると判断す  
ることになる。要するに当審査会は、審査請求人の求める公文書を、実施機関  
が現に保有しているか否か、ということ審査する。

今回、審査請求人が開示を求めている当該公文書については、既に開示又は  
一部開示済みである。あるいは客観的に見ても、存在し得ない文書である。ま  
た、審査請求人が主張するように、実施機関が文書の特定を誤っていると言  
えず、実施機関が故意に文書を隠蔽しているという確証も見出すことができな  
かった。よって、文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分は妥当である  
と判断せざるを得ない。

(3) 適正な請求及び公文書の特定について

文書の開示を請求しようとする者は、条例第1条に定める本市情報公開制度の目的に即して適正な請求に努めることが求められている(条例第4条)。また、開示の請求に当たり、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定する必要がある(条例第6条第1項第3号参照)。つまり文書の開示請求に当たっては、実施機関がいかなる文書を現に保有しているか、ということ把握しておく必要がある。他方で、実施機関は、市民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し運用しなければならない(条例第3条)。

今回、審査請求人は、本件公文書を名称などで特定していないことから、そもそも開示すべき公文書が特定されていないのではないかと疑問がある。また、実施機関の職員が合理的な範囲内で、請求に係る公文書を特定することができる程度の具体的内容を十分に示しているとも言い難い。

実施機関は、従前の開示請求と併せて、該当すると思われる文書を探索し、開示可能な公文書は開示しており、本件処分は、条例第3条の趣旨に即し妥当であると判断する。

(4) 公文書の適正な管理

(1)で述べたとおり、本審査請求の背景である、〇〇地区土地区画整理事業に係る問題については、今回の諮問とは別個の案件であるため当審査会の所掌範囲を超えており、判断の対象ではないが、当該事案について、実施機関が適切に公文書を作成し、管理していたとは言い難い。実施機関は条例第25条の「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」との規定に基づき、開示請求等に適切に対応できるよう適正な公文書の作成及び文書管理に努めるべきである。

以上4点を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第1「審査会の結論」に達した。

3 付記

当審査会は、個別の処分に関する審査請求人及び実施機関の主張も検討したので、当該主張に対する判断及び判断理由を付記する。

①及び②について

実施機関は、従前の開示請求において、次のとおり、各処分にかかる通知書等及び備忘録を全部又は一部開示している。

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 鹿児島県公報                                | 全部開示 |
| 換地処分完了届                               | 全部開示 |
| 土地区画整理法第103条第1項による換地処分通知の完了報告について(伺い) | 全部開示 |
| 〇〇地区土地区画整理事業の換地処分通知書の発送について(伺い)       | 全部開示 |
| 年度別歳入歳出資金計画表                          | 全部開示 |
| 従前地図                                  | 全部開示 |
| 換地処分による土地の登記嘱託書                       | 一部開示 |
| 換地明細書                                 | 一部開示 |
| 備忘録(平成23年7月14日 外17件)                  | 一部開示 |

本件審査請求の背景となっている当該土地の現況について、現在も登記がなされていない現状から、当該文書に関しては、実施機関に確認ができる文書は存在し得ない。従って、①及び②について「従前の公文書開示請求により開示済みであり、それ以外には存在し得ない」との主張には不自然な点はなく、その他この件に関して実施機関が保有する公文書は存在しないと認められるので、追加して開示することはできない。よって、実施機関の決定は妥当である。

③について

審査請求人は、処分名義人D氏が、仮換地、使用収益開始日、換地処分以上の3件について、受領したことが確認できる文書の開示を求め、さらに、当該文書が配達されたことがわかる文書の開示を求めているが、処分名義人が既に死亡している事実を鑑み、実施機関の弁明にある「各処分については、A氏（同氏の死亡後はその相続人代表であるE氏）に対して行われており、D氏がこれらの通知を受領した事実はなく、当該文書が不存在」との説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

また、当該通知の受領について、従前の開示請求により開示済みであることから、実施機関は、当該公文書については、保有しておらず、改めて開示すべき文書は存在しないと認められるので、追加して開示することはできない。よって、実施機関の決定は妥当である。

④について

審査請求人の主張は、請求人が求める文書がないままに、なぜこのような処理がなされたのかが主訴となっており、当該文書の有無に関する主張ではない。

また、実施機関は相続の手続きについて関わることもないことから、「E氏からC氏に本件土地の権利が移譲されたことを始良市が確認したということはないため、当該文書は存在しない。」との実施機関による説明は、特に不自然、不合理とは言えない。よって、実施機関の決定は妥当である。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川 史明  
川崎 栄寿  
鎌田 一典